公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１３３号
広島市南区宇品神田５丁目26番31―303号
債務者　土伏　　清
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿波　弘夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２９７号
広島市西区己斐上５丁目45番17号
債務者　泊野　　忠
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中尾　文治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６７５号
福岡市西区姪の浜３丁目46番10―１号
債務者　槇　　貴政（旧姓光安）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　文明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第７３４号
福岡市早良区西新４丁目７番10号
債務者　田中トミ子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　光史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第３７６号
神戸市長田区浜添通１丁目３番12号
債務者　豊福　　整
成年後見人　福田　大祐
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　崔　　舜記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４号
兵庫県川西市日高町６番16号206、前住所兵庫県伊丹市北河原４丁目２番11号
債務者　倉垣　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２９号
滋賀県草津市南笠東４丁目８番68―401号
ＣＡＳＡ岡田、前住所滋賀県草津市青地町1655番地２
債務者　竹村　　勝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５号
愛媛県今治市宮ヶ崎甲712番地29
債務者　藤田　浩一
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第１０１７号
横浜市南区清水ケ丘244番地
債務者　新井　武芳
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部新治郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
長野県諏訪市大字中洲5702番地９
債務者　太田　静夫
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木嶋日出夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県姫路市青山西２丁目11番26―203号中村ハイツＡ、申立時の住所兵庫県たつの市龍野町日飼197番地５
債務者　美味亭ことムーンライトこと　福島好子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　崇志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２２３７号
京都府八幡市橋本栗ケ谷２番地の29
債務者　谷口　景子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　隆啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２２号
和歌山市西庄1044番地33　セジュール２番館108号
債務者　末広　好史（旧名季白好史）
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西　　直哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午後１時55分
5　免責意見申述期間　平成28年８月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１１４１号
大阪府東大阪市小若江１―16―17　サニーマンション103、住民票上の住所大阪府和泉市観音寺町547番地の３
債務者　新谷　宗玄
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　道雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０２４号
大阪市北区大淀中３丁目11番18号　第２ミカドマンション203号室、前住所大阪市住之江区浜口西２丁目10番３―201号
債務者　坂本　正義
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田あやこ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部